

車いす貸出のご案内

武蔵野市民社会福祉協議会（市民社協）では、一時的に車いすを必要とする方に対し、無料で貸出を行っています。

<貸出対象>

武蔵野市内に住所があり、通院や退院、旅行、ケガなどで一時的に車いすを必要とする方。

※介護保険サービスで車いす貸与の利用が可能な方を除きます。

<貸出期間>

1日～最長1ヶ月以内

<車いすの種類>

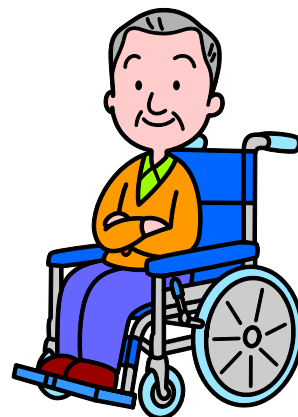
●自走式

車輪の外にハンドリム（手で回す輪）が付いていて自分で動かせるタイプ。介助者が押すこともできます。車輪が大きく安定感があります。



●介助式

車輪が小さく介助者が押して移動するタイプ。自走式より軽量・コンパクトで持ち運びに便利。小回りがきき室内利用にも適しています。




<手続き方法>

- 事前に電話で使用したい日時と車いすの種類を予約してください。
市民社協 TEL：0422-23-0701
- 住所を確認できる書類（運転免許証・保険証等）をお持ちのうえ、市民社協窓口までお越しください。必要書類にご記入いただきます。
- 車いすの貸出時、返却時の運搬は使用される方または代理の方に行っていただきます。

<その他>

- 台数に限りがありますので、ご希望にそえない場合があります。
- 使用される方の責任で車いすを紛失・破損等した場合は、実費を弁償していただくことがあります。

<お問い合わせ>

 社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会
〒180-0001 武蔵野市吉祥寺北町 1-9-1 1F
TEL 0422-23-0701 FAX 0422-23-1180